

忠岡町落書き行為の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、落書きがまちの住環境を損ね、他の落書き行為又は犯罪を誘発するおそれがあることに鑑み、落書き行為の防止について、町、町民等、事業者及び建物所有者等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、町民が安心して快適に暮らすことができる環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 落書き行為 道路、公園、河川、港湾、庁舎その他の公共の用に供する施設（当該施設に附属する設備、器具等を含む。以下「公共施設」という。）又は、他人が所有し、占有し、若しくは管理する建物その他の工作物、土地又は立木（以下「建物等」という。）のうち、公衆の目に触れる部分に、権限のある者の承諾を得ることなく、文字、図形、模様等を書く行為をいう。
- (2) 落書き 落書き行為によって表示された文字、図形、模様等をいう。
- (3) 町民等 町内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 町内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 建物所有者等 町内に所在する建物等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(落書き行為の禁止)

第3条 何人も、落書き行為を行ってはならない。

(町の責務)

第4条 町は、この条例の目的を達成するため、落書き行為の防止に関する必要な施策を講じなければならない。

- 2 町は、前項の施策について町民等、事業者及び建物所有者等への周知を図り、落書き行為の防止に関する町民等、事業者及び建物所有者等の理解及び関心を深めるよう努めるものとする。
- 3 町は、町民等、事業者及び建物所有者等が主体的に行う落書き行為の防止に関する活動の支援に努めるものとする。
- 4 町は、町が設置し、又は管理する公共施設において、落書き行為の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

(町民等及び事業者の責務)

第5条 町民等及び事業者は、町が実施する落書き行為の防止に関する施策に協力す

るよう努めるものとする。

2 町民等及び事業者は、落書き行為を発見した場合、町に対して落書きに関する情報を提供するよう努めるものとする。

(建物所有者等の責務)

第6条 建物所有者等は、町が実施する落書き行為の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 建物所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する建物等への落書き行為の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(勧告、命令等)

第7条 町長は、落書き行為を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該落書きの消去その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく同項の期限までに当該勧告に係る措置を講じない場合は、当該勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、当該落書きの消去その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 町が設置し、又は管理する公共施設において落書き行為を行ったことにより、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく同項の期限までに当該命令に係る措置を講じない場合は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定により、町長は、自ら当該落書きの消去その他の必要な措置を講じ、当該措置に要した費用について当該命令を受けた者から徴収することができる。

4 町長は、町が設置し、又は管理する公共施設において落書き行為を行った者を特定することができない場合は、自ら当該落書きの消去その他の必要な措置を講ずることができる。この場合において、当該措置を講じた後に、当該落書き行為を行った者が特定されたときは、町長は、速やかに、その者から当該措置に要した費用を徴収するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

(罰則)

第9条 第7条第2項の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。